

新型コロナウイルス感染症クラスター発生時の情報の公表の考え方

いわき市

令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡など、国や県の考え方を踏まえ、いわき市における新型コロナウイルス感染症クラスター時における情報の公表についての基本的考え方を次のように定める。

1 感染可能性の範囲を把握できていない場合の考え方

クラスターの公表時に、感染者に接触した可能性がある者を把握できない場合に、感染者と接触した可能性のある者を把握するため及び感染者をまん延させないための適切な行動等を個人がとれるようにするため、「不特定多数と接する場所の名称」、「他者に感染させうる行動・接触の有無」等を公表する。

この場合、施設・店舗等からの名称公表に関する同意は必要としない。

(例) 不特定多数の者が参加したイベントでクラスターが発生したが、参加者の連絡先の登録がなく、参加者の追跡が困難な場合

2 感染可能性の範囲を把握できている場合の考え方

クラスターの公表時に、感染者に接触した可能性がある者を把握できている場合には、その旨を公表する。(場所の名称等は公表しない)

(例) 学童クラブのクラスターにおいて、感染児童に接触した周囲の児童や保護者等、感染可能性がある範囲を把握できている場合

3 感染原因等の事例の共有の考え方

同業種の施設等に対し、類似のクラスター発生を予め防止するため、感染原因・経路等の事例を共有していくこととする。

(例) 医療機関で予防を厳格に行っているにも関わらず、クラスターが発生したような場合